

第 32 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第32回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年12月21日(木) 午後1時15分～午後3時15分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員12名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
12 : 前田 薫	13 : 藤川 良昭
14 : 永井 達郎	15 : 土井 賢一
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
20 : 中井 義則	21 : 森本 謙介
22 : 前田 明弘	23 : 横山 和行
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員3名)

11 : 近田 武司
16 : 増田 種正
19 : 藤原 廣典
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言
- 6 会議に付した事件
議事
議案第164号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第165号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第166号 非農地証明願に対する認可について
議案第167号 小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第168号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について
(農地中間管理権)
議案第169号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
報告事項
報告1 各種証明書の交付

- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 5 構造改善計画届出の受理

【 開 会 】

- 議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
何かと気ぜわしい年末を迎えるのにあわせて寒波が到来し、寒さが増してきているところです。
本日第 32 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。
また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。
さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。
そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。
委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長 それでは、ただ今から第 32 回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

- 議長 まず、最初にご報告申し上げます。
11 番 近田武司委員、16 番 増田種正委員、19 番 藤原廣典委員は、本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたのでご報告申し上げます。
- 議長 次に、議事録署名委員 2 名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号 2 番 中尾委員、3 番 稲岡委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第164号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第164号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページから3ページの7件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長　議案第164号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番　○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 檜山町○○○○ ○○○○、譲渡人 檜山町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 檜山町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人は、11月8日の農地相談に来られた方です。先月の委員会において、相談ご担当の委員からご報告いただいたものです。譲受人は11月に檜山町に移住してこられました。家庭菜園をしたいとのことで、移住先の隣人の譲渡人に相談したところ、譲受人の自宅に近い譲渡人の農地を購入することになったものです。譲受人は、農業の経験はありませんが、集落の方に指導を仰ぎながら、季節の野菜を栽培したいとのことであり、倉庫もあるので、今後、農具を揃えたいとのことであります。間違いなく家庭菜園をされると思いますので、農地を取得されることに関して問題はないと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番についてであります、次の3番との関連事項でありますので、地元委員から2番、3番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番、3番について説明いたします。

参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。

申請人ですが、譲受人は、2番、3番ともに、三和町○○○○ ○○○○、譲渡人は、2番が、加東市南山○○○○ ○○○○、3番が、たつの市新宮町二柏野○○○○ ○○○○(持分4分の1)、中町○○○○ ○○○○(持分4分の1)、三和町○○○○ ○○○○(持分4分の1)、王子町○○○○ ○○○○(持分4分の1)です。

申請地は、

2番が、所在地 三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、
以上合計2筆 合計面積○○○○㎡、

3番が、所在地 三和町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡
自作地、

摘要として、2番、3番ともに、売買による所有権移転であります。

譲受人も11月8日の農地相談の日に、新規就農の相談に来られた方です。参考地図の3-2①、3-2②が2番の譲渡人の農地で、ここでは水稻をされる予定です。また、3-3が3番の譲渡人の農地で、ここでは、当初野菜栽培だけとの計画をお持ちでしたが、いろいろと相談された結果、クリなどの果樹とさつまいもなど野菜を植えることを考えておられます。

譲受人は5人家族の長男で、父親が、○○○○(寺名)のご住職で、寺の敷地内に○○○○(事業所名)を運営されておられます。譲受人は同社の役員をされておられます。新規就農に至られた理由といたしましては、譲受人の祖父が家庭菜園で野菜を栽培されており、以前から農業に非常に興味があったとのことで、営農経験はありませんが、地元農家のアドバイス、協力は得られる、農機具を借りることができるとのことです。そのた

め、農地を取得して本格的に就農することになりました。今回の農地については、地元農家の紹介によるものです。水利費、地元農会への加入や溝普請などの地域協力などへの参加や地元との話し合いにも熱心に取り組まれておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番、3番について、説明は終わりました。2番、3番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、4番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 浄谷町○○○○ ○○○○、譲渡人 浄谷町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 浄谷町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は、浄谷町集落内にある畑で、まわりには民家がございます。譲渡人は70歳代、畑の草刈り等を年間5回もすることがしんどいなあと感じておられたところ、不動産屋を通して、近所にお住まいの譲受人の方から譲渡人の所有されている畑を含む宅地、雑種地を分けてもらえないかとの相談があり、譲渡人が売られることを決断されました。当該農地の北側○○○○(住所地番)には農機具倉庫、東側○○○○(住所地番)、○○○○(住所地番)は進入路となっており、この4筆すべてを売買されるものです。譲受人は、当該農地の東側の道をはさんだ南側がご実家で、同一敷地内にご親族が新築されており、庭先には車が8台以上並んでおります。譲受人は定年近くのご年齢になられており、休日にゆっくり野菜作りを行いと話されていました。譲受人の親は6反ほど農地を所有されておられますが、3年ほど前から大規模農家に預けておられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、5番について説明いたします。

参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 千葉県東金市台方〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 鹿野町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、6番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 西宮市千歳町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 池尻町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は現在、畑として利用されており、譲受人が10年以上小作として預かり、とてもきれいに耕作してこられています。白菜やその他の野菜

など、年間を通して育てておられます。一方、譲渡人は西宮市にお住まいですが、高齢になられ、ご子息もおられますが、将来のことを考えられて、当該農地を譲受人に買ってほしいと話を持ち掛けられ、売買に至られたものです。譲受人は、兵庫県の農業普及委員などを20年ほど務めてきておられ、この地域でも熱心に行われている農家のお一人でもあります。コンバイン、トラクター、乾燥機など農機具一式を所有されており、特に問題は無いものと考えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 本日ご欠席の○番○○委員に代わり、○番○○が、7番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加古川市平岡町二俣○○○○ ○○○○、譲渡人 大開町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 大開町○○○○ ○○○○
地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、地上権設定であります。

譲受人は、後ほどご審議いただく5条申請されている土地に営農型太陽光パネルを設置されるため、上部空間のパネル部分について地上権設定を行おうとするものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第164号 農地法第3条関係では、申請件数7件、うち許可件数7件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第165号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第165号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第165号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 東京都中央区京橋○○○○ ○○○○、譲渡人 二葉町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 二葉町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転、パネル168枚の太陽光パネルシステム、パワーコンディショナー10台となる予定です。第2種農地です。

9月にも当該農地の近くで、太陽光発電設備設置の申請がありましたが、今回の案件は、以前と違って、国道175号の東側の農地に対する申請となっております。当該農地の西側には集合住宅が建っておりますが、申請

地の面積が 1,000 m²以下で、そんなに大きな場所ではないため、近隣にはお話しされていないようですが、特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が宅地、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番の○○です。当該農地は圃場整備されたきれいな田ですが、第2種農地とのご説明がありました。後学のため、今一度、農地の第1種、第2種、第3種の違いについてご教示をお願いいたします。

○事務局 第1種農地とは10ha以上の農地の広がりのある農地を言います。一方、第3種農地は、市役所や駅から300m以内に位置するとか、他にも要件があるのですが、市街化が見込まれる農地を指します。その第1種農地、第3種農地のどちらにも属さない農地が第2種農地ということになります。そして、第2種農地で転用ができる場合というのが、代替性、他に代わる場所がないのかをいろいろと検討した結果、ここを転用しなければならぬという理由が成立する場合に可能となります。今回は、そのように書類を整えられて、提出されておられます。また、当該農地は農振農用地からも外れている場所ですので、今回の申請になられました。

○○番 わかりました。この農地の北側に道路がありますが、三角形に道路で囲まれた集団の農地では10haの広がりがないとご判断されたのでしょうか。

○事務局 今回の申請地を含む道路で三角形に囲まれた農地に、北接する道路を挟んで北側の小野ニュータウンに隣接する農地部分を合わせても10haに満たないため第2種農地と判断しました。

〇〇番 わかりました。

〇議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番〇〇です。現在取り組んでいる地域計画を進めるにあたって、このような転用を希望される農地は、計画外と考えればよいのでしょうか。

〇事務局 現在、まだこの地域の地域計画が策定されていないので、「地域計画が策定されていない農地」ということで、転用申請を行っていただくこととなります。

なお、地域計画が策定され、公告された後では、地域計画を変更しない限り、農地転用はできないということになります。

〇〇番 わかりました。それでは、この地域の農地は地域計画の中で、今後、農地として残していくものとは考えられていないということになるのでしょうか。

〇事務局 今後、二葉町で地域計画が策定され、例えば、今回転用申請のあった農地以外の農地をどなたかが集約され、営農されていくことが地域計画として定まり、小野市の市長部局、産業創造課が公告しましたら、「二葉町の地域計画が策定され、広く周知されたもの」となります。その後では、その地域計画に入っている農地を太陽光発電設備設置業者などが転用したいとなると、その地域計画自体を変更しない限り、転用できないということになります。

〇〇番 ご説明いただいたことは理解しているつもりですが、〇〇委員がお尋ねになったように、当該地域は農地の広がりがあるように思い、太陽光発電設備設置に転用するとなるともったいないように思います。地域計画が策定されるまでの間にこのような案件が申請された場合に、太陽光発電設備設置を止める手立てというのはないのでしょうか。

〇事務局 太陽光発電設備設置を奨励するわけではありませんが、一方で、太陽光発電設備設置業者がルールを守って申請している以上、止めようがないところはあります。そのため、地域計画が定まるまでの間に申請されるものについては、農業委員会の方でそこは絶対にやめてくださいとは言えません。

〇〇番 以前に地域から提出している「人・農地プラン」に入っている農地であってもストップをかけることは無理なのでしょうか。

○事務局 農林水産省の見解では、法律が変わり、「人・農地プラン」が「地域計画」になりますが、「地域計画」は公告をされてはじめて法的な効力を持つということになります。そのため、公告をされるまでは、農地法による農地種別などのルールに則って申請を受けつけることになりますので、止めることはできないと考えます。

○○番 わかりました。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番○○です。今回の申請地の近くに垂井町の農地があります。2ヶ月ほど前から太陽光発電設備設置業者が垂井町内の農地所有者に、太陽光発電設備設置の農地転用について働きかけてきています。町内の方からも太陽光発電設備設置について尋ねられることがあります。地域計画の中で休耕田はどのように扱われることになるのでしょうか。休耕田であれば太陽光発電設備設置の転用は可能になるのでしょうか。地域計画の中で休耕田はどのように扱われるのかをご教示いただきたい。

○事務局 農地の集団性を判断するにあたって、その農地が休耕田かどうかは重視しないということは兵庫県の担当者にも聞いています。地域計画が策定されている、されていないに関わらず、農地種別を判断する際に、耕作放棄地が含まれていても10ha以上の広がりがあれば、農地の集団性を守る上で第1種農地と判断します。第1種農地になれば、そこで普通の太陽光発電設備設置はできないことになります。

○○番 わかりました。それでは、その農地が複数の字境、大字境をまたいで広がっている場合はどこまでの範囲で集団性をみることになるのですか。

○事務局 農地の集団性を判断するにあたって、市境は関係ないという見解が示されています。ということは、町境、字境は当然、関係なく判断されることになります。例えば、小野市、加東市に広がる農地があるとして、小野市内は5haしかなくても、加東市域に5ha以上の広がりがあり、川や鉄道、山林など集団性を阻害する要因が無ければ、10ha以上の集団性があるものとして、第1種農地と判断してくださいと示されています。

○○番 わかりました。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番〇〇です。地域計画が策定された後、農地所有者は、自分の所有農地を転用し、太陽光発電設備を設置することが、地域計画の変更を経ないとできなくなるということは理解しているのでしょうか。そのような情報はきちんと農地所有者に伝わっているのでしょうか。そのような情報発信はできているのでしょうか。

〇事務局 各町役員様にお集まりいただいた地域計画の各地区説明会で概要を説明しました。次に、委員がご心配されている農地所有者への情報発信、伝達ですが、各町で地域計画を策定される際に、各町役員様などから伝わっていくものと考えています。また、一方で、現在でも農振農用地に入っていれば、転用ができないというルールがありますので、太陽光発電設備設置業者などが事前に、産業創造課、農業委員会に、農振農用地であるかないか、何種農地になるのかを毎日のように確認してきています。

地域計画策定に際して、その農地で将来的に子どもの家を建てるとか、どこかの会社の駐車場にするとか、太陽光発電設備を設置するとかなどの具体的な転用する計画、予定があるようであれば、その農地をはずした地域計画を策定していただくこととなります。そのはずれたところを転用する場合、次に、農地種別を判断することになりますが、それをクリアできていれば、転用申請ができるということになります。

〇〇番 地域計画は絶対的なものではないのですね。

〇事務局 地域計画が定まっていなところは白地で抜けることとなります。目標地図がそのようになっても仕方がないと言われていています。今の段階で、5年後、10年後の農地が集約された100%の目標地図を出せと言われても無理があると思います。産業創造課が地区の説明会でご説明いたしましたが、どうしてもこの農地は作り手がいない、どうしようもないという場合には、耕作者が定まっていな農地ということで目標地図を作成してくださいとお願いしています。

〇〇番 わかりました。

〇事務局 町の中で、5年先、10年先を考えて目標地図を作成してくださいとお願いしていますが、絶対的なものではないと思いますので、その農地を耕作される後継者がおられるのかどうか、おられなければ誰が作るのかということも村の中で役員、農地所有者の皆さんで話し合いをしていただいて、地域計画、目標地図を決定していただくこととなります。そのため、各町、自治会、農会の中で、地域計画に参加しない、話し合いに参加しないという方が出てこられると地域計画そのものの効用性が無くなると思いますので、みなさんが話し合いに参加されたうえでの合意形成をしていただきたいと思います。

○議長　ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○○番　農地利用最適化推進委員の我々は、町において、農地利用最適化推進委員の立場で発言しなければいけないのか、地域の町民のために発言しなければいけないのか悩むことがある。

○事務局　地域、町においては、区長・自治会長様に中心となっていただき、自分たちの町の将来をどのように考えているのかを話し合っていたいただきたいと思えます。

また、地域計画に入れなかったからといっても、絶対に転用できることではありません。誰も耕作者がいない、集約できないといった農地であっても、一つの農地であるので、その農地の周りに10ha以上の集団性のある農地があれば、そこは第1種農地に変わりないので、そこを転用して太陽光発電設備を設置できるということにはなりません。

○議長　ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○○番　○番○○です。1点確認させていただきます。現在、第2種農地で、地域計画に入れ、公告されれば、太陽光発電設備を設置することはできなくなるのですか。

○事務局　地域計画を変更しない限りできなくなります。

○○番　今、水稻をされていても、将来、絶対に太陽光発電設備を設置しないとも限らない場合、農地所有者が地域計画に入らなければよいと考えれば良いのでしょうか。

○事務局　転用の計画がどこまで進んでいるのかが大事な点になると思えます。まったく決まっていないのに、10年後に転用する予定ですというのが、具体的な計画といえるのかどうかだと思います。具体的な計画という場合、ある程度の図面が示せるかどうか重要な点になると思います。しかしながら、農地所有者が、将来的に転用する計画があるから、自分の農地は地域計画に入れなくてほしいという強い意思があるのであれば、地域計画にはなかなか入れにくいことになるかもしれません。

○○番　市場町域に休耕田、耕作放棄地が広がっている場所があります。そのような場所は、地域計画ではどのように扱うことになるのか。そのような場所で、太陽光発電設備を設置したいという農地所有者が現れればどのようなことになるのでしょうか。

○事務局 地域計画を変更することになります。まだ、地域計画自体が定まっていない現時点で、地域計画を変更する場合にどのような手続きが必要かは、具体的にはご説明できませんが、地域計画自体が絶対的なものではないので、地域計画を変更し、その農地をどうしても転用して有効活用したいという具体的な理由があり、太陽光発電設備を設置できるのであれば、太陽光発電設置の転用も手段としてありうることになります。耕作放棄地も地域計画に入れなければならないのかというお尋ねですが、行政側からすると、できれば入れていただいて、誰かに耕作していただき、耕作放棄地を解消する方向にもって行っていただきたいと強く願います。

○○番 市場町で圃場整備を行った際、圃場整備をすれば20年間、農地を売れなくなるという圃場整備に参加されない方がいたが、その方の農地が現在、休耕地として残っているところもある。その方々も地域計画に参加しないといけないのか。圃場整備の際に売れなくなるからと言って参加されなかった方を地域計画に参加させることは容易でないように思う。

○事務局 地域計画策定に際し、農地所有者に対して行うアンケートで、参加しないと明確な意思表示をされたら、除外せざるを得ないと思います。アンケートを行ったうえで聞き取り調査をし、意思確認したうえで地域計画を策定することになると思う。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○委員に代わり、○番○○が、2番について説明いたします。
参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。
申請人：譲受人 加古川市平岡町二俣○○○○ ○○○○、譲渡人 福岡県糸島市東○○○○ ○○○○、申請地：所在地 大開町○○○○ ○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡の内○○○○㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権の設定、パネル196枚の営農型太陽光パネル設置、キクラゲ栽

培面積、2.582×196枚、506.3㎡となる予定です。農振農用地です。

本件は、譲渡人が、先月11月に大開町在住の〇〇氏から農地法第3条で当該農地を使用貸借し、その農地でキクラゲを生産するにあたって、農地に営農型太陽光設備を設置し、その支柱部分を一時転用するものです。

農地の全体面積は1,860㎡ですが、パネルを設置する面積は506.3㎡、支柱部分の合計面積は1.77㎡ですので、一時転用する面積は1.77㎡ということになります。

残りの農地部分では、主にキクラゲの乾燥作業を行うとのことでした。

太陽光の設置工事・維持管理を行うものが譲受人で、その下の農地を耕作し、キクラゲを生産するものが譲渡人であるため、譲渡人から譲受人に対して農地法5条による使用貸借権を設定することになります。

譲渡人は、現在福岡県内や広島県内で同様に営農型太陽光の下でキクラゲを生産しており、兵庫県内では加古川市・加東市でも同様の申請を行い、許可を得ています。

福岡・広島・兵庫など県域をまたいで営農をしているため、農林水産大臣から認定を受けている認定農業者です。そのため、一時転用の更新期間は通常は3年ですが、今回の申請では担い手であるため10年を予定しています。

また、加古川市内に支店を有しているため、今回の大開町の農地はその従業員が中心となって営農を行う予定とのことでした。

なお、先ほど農地法第3条申請の際に説明いたしましたが、当該農地の所有者はあくまで〇〇氏であるため、別途〇〇氏と譲受人との間で太陽光パネルを設置するにあたり地上権の設定を行っております。

以上です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が畑、南側が宅地、北側が山林となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、ともに提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番○○です。譲渡人は、加古川市内で、既にキクラゲの栽培の成功事例はあるのですか。

○事務局 加古川市と加東市で取り組まれていると聞いています。加古川市では、パネル等が設置され、キクラゲ栽培にも取り組まれ、収穫もされているようで、ご希望があれば現地視察をしていただいても良いとのことでした。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第165号 農地法第5条関係では、申請件数2件、うち進達件数2件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第166号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の7ページをお願いします。

議案第166号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和5年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第166号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。
参考資料の17ページ、18ページをご覧ください。
申請人 万勝寺町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 万勝寺町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地です。
摘要としまして、平成11年頃に家を新築された時に、申請地が4メートルほど宅地の一部となっております。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側と南側と北側が宅地、西側が山林となっております。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の19ページ、20ページをご覧ください。

申請人 神明町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 久保木町〇〇〇〇
〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地です。

摘要としまして、昭和57年頃に新築された際に宅地の一部として取り込んでしまっていたようです。

申請地は申請人の実家に当たり、数年前にご両親とも亡くなられ、現在は空き家となっています。今後も誰も住む予定はないということで売買を予定されているため、今回、地目をはっきりとさせておきたいとのことで申請されたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、2番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と北側が本人の田、西側が本人の田と隣接者の田、南側が宅地となっております。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第166号 非農地証明願に対する認可について申請件数2件、うち認可件数2件により審議は終了いたしました。

○議長 ここで、午後2時35分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第167号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農業振興係の田中でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、産業創造課農業振興係の田口でございます。よろしくお願いいたします。

(小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について)

○議長 次に、議案、第167号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書9ページをお願いします。

議案第167号

小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき小野農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について意見を求める。

令和5年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

10ページをお願いします。

市長部局より、令和5年12月8日付で、意見を求められています。

事前に資料として、「農用地利用計画の変更申請」、「農用地区域からの除外(一般管理) 1件」「農用地区域からの除外(総合見直し) ○地域からの要望による農振除外 20件、○公共転用による農振除外 4件」をお送りしております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第167号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

農用地利用計画の変更申請について、「農用地区域からの除外(一般管理)」と「農用地区域からの除外(総合見直し)」に分けられていますので、それぞれについて産業創造課より説明を受け、審議を進めたいと思います。それでは、「農用地区域からの除外(一般管理)」について産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課農業振興係の田口でございます。

よろしく願いいたします。

本日は農用地区域からの除外（一般管理）と農用地区域からの除外（総合見直し）のご説明をさせていただきます。

なお、公共転用による農用地区域からの除外（総合見直し）につきましては、事前資料をお送りいたしました4件に加え、市道関係分3件を追加させていただきます。

つきましては、農用地区域からの除外（一般管理）1件、農用地区域からの除外（総合見直し）27件となります。

まず、最初に、この「総合見直し」についてご説明いたします。「総合見直し」というものは、年2回受付している新たな土地利用を目的とした農振除外（一般管理）とは違い、5年に1度、農業振興地域整備計画を土地の自然条件や土地の利用動向等を調査した上で、あるべき状況に見直すというものです。

例えば、山林・原野化してしまっている農地等で農業上の有効な利用が難しくなってきたところとかを農振農用地からはずして、あるべき状態に直していこうとするものです。

今年がその計画見直しの年となっております。現在総合見直し事務を進めているところでございます。

それでは、農用地区域からの除外（一般管理）1件の内容についてご説明をさせていただきます。

届出番号1番です。

届出者は、〇〇〇〇。

届出地は、葉多町〇〇〇〇番の一部、〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡。

事業地は、葉多町〇〇〇〇番（〇〇〇〇㎡）、〇〇〇〇番（〇〇〇〇㎡）、合計〇〇〇〇㎡。

利用目的は、露天駐車場。

除外の要件、

「①利用目的が必要かつ適当で、他に代替地がないこと。」につきましては、

届出人は、現在葉多町で介護老人保健施設（〇〇〇〇）を運営していますが、近年の高齢化社会に伴い、施設利用者が年々増加しています。それに伴い、利用者の送迎車両や従業員の通勤車両等の駐車場が慢性的に不足しています。現在の必要台数としては、85台（送迎車両17台、来場者8台、従業員の通勤車両60台）に対して、確保済みの駐車場は67台で18台の駐車場不足が生じています。不足台数18台につきましては、現在、敷地南側の車路に駐車する等非常に危険な状況になっています。既存駐車

場の安全確保のためにも新しい駐車場を早急に確保する必要があります。

土地に必要な条件は、

- ・必要面積 821 m²。駐車場 (409.5 m²)、〔合計 18 台×1 台当たり 22.75 m²〕、車路、その他の敷地 (411.5 m²)
- ・夜間、早朝にも従業員が安全に利用できるように事業所施設に近接していること。
- ・事業所より半径 100m以内。

以上の条件下で、農用区域外土地で地権者と売買交渉を行った結果、農振除外地での代替地は見つかりませんでした。

「②農地の集団化、効率的利用に支障がないこと。」につきましては、北側と東側の 2 辺が農振白地に接し、縁辺部に位置し、農用地の集団性を損なうものではないと認められます。

「③農地の利用集積に支障がないこと。」につきましては、現在、利用集積を行っておらず、今後も利用集積を行う予定の無い農地となっております。

「④土地改良施設の機能に支障がないこと。」につきましては、申請地周辺の既設水路や農道の機能は、そのまま残すため、事業実施により分断されることはなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されていると認められます。

「⑤土地改良事業の完了後、8 年を経過していること。」につきましては、未整備地となっております。

「⑥地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。」につきましては、地域計画未策定地となっております。

「⑦農業委員会事務局の意見。」につきましては、農地転用の許可見込とのことでありました。

「⑧加東土木事務所の意見。」につきましては、許可不要とのことでありました。

資料ですが、次ページから、申請地の周辺位置図、事業計画図、届出地の登記簿、構図、土地交渉地一覧表及び位置関係図、現場の現況写真、現在の駐車場利用状況となっております。

以上、届出番号 1 番の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、「農用区域からの除外(一

般管理)」については原案のとおり処理することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長　ご異議が無いようでありますので、「農用地区域からの除外(一般管理)」については農業委員会として異論なしとして処理することに決定いたします。

○議長　続きまして、「農用地区域からの除外(総合見直し)」について産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課　それでは続きまして、農用地区域からの除外(総合見直し) 27件のご説明をさせていただきます。

先ほどもご説明させていただきました通り、農業振興地域整備計画は、社会的背景や経済情勢の変化などを考慮し、概ね5年ごとに見直すこととされており、小野市では前回平成30年度に計画の変更を行ったところです。今回令和5年度は計画の見直しの年となっており、集落における農用地区域からの除外・編入などの農地利用の意向を把握するため、各地域の自治会長様、農会長様に対して本年7月に「農地利用等に関する意向調査」を実施させていただきました。

この調査では、各地域で集団的に存在する農用地の規模が10haを下回った農地で、土地改良事業を実施おらず、農用地の要件を満たさなくなった農地について除外希望を伺いました。この要件にあてはまるものについては、「集落内に介在する農地」や「山林・原野化した農地」、「農業用機械が入ることのできない狭小農地」等が想定されます。

この調査の結果、各地域から上がってきた除外希望地を市と県で現地確認・調査を行い、総合見直しの除外の要件を満たすと考えられるものを皆さまのお手元の資料に案として20件あげさせていただいております。

また、東播磨道等の道路用地やひまわりの丘公園南駐車場等の公園用地として公共転用をし、農用地ではなくなった7件(合計172筆)の土地について、この総合見直しの機会に除外したいと考えています。また市道の拡幅工事等についても同様に除外したいと考えています。

具体的には、

- ①東播磨道
- ②新都市南北線
- ③市道片山高田線
- ④市道109号線
- ⑤市道2137号線
- ⑥ひまわりの丘公園南側駐車場

⑦かわまちづくり事業

に係る農用地でなくなった土地についての農用地区域からの除外です。

皆様のお手元に位置図、当該農地の地番、面積等の資料をお配りしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、「農用地区域からの除外（総合見直し）」については原案のとおり処理することに、ご異議ございませんか。
（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、「農用地区域からの除外（総合見直し）」については農業委員会として異論なしとして処理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第167号 「小野農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」に関する審議は終了いたしました。

（農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について（農地中間管理権））

○議長 次に、議案、第168号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書11ページをお願いします。

議案第168号

農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）
農用地利用集積等促進計画を別添のとおり定めるにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、意見を求める。

令和5年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

12ページをお願いします。

市長部局より、令和5年12月8日付で、意見を求められています。

13ページ、14ページが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第168号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」でござい

ます。

この議案につきましても、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課 農業振興係の田中でございます。農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取に関する議案について、説明させていただきます。

農地中間管理事業は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。

農地の出し手と受け手との間に農地中間管理機構が介在することで、計画的な配分による集約など、その効果が期待されてきました。

基盤法及びバンク法が改正され、本年4月1日より施行されているところですが、今後は地域計画の目標地図に基づく農地の貸借が求められていることとなります。

この度の議案は、農地バンクが借り受けた農地の貸出先を変更する「権利移転」に関するものです。2年間の経過措置を設けつつも、従来の基盤法に基づく農用地利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に一本化されたことで、これまでは、農業委員会に農用地利用集積計画の決定を求めていたものが、農用地利用集積等促進計画を定める場合は、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされたことから、ご意見をうかがうものであります。

それでは、計画書の内容について、説明をさせていただきます。

令和2年12月28日に農地バンクが借り受けた、脇本町の7筆、合計〇〇〇〇㎡の農地を〇〇〇〇から〇〇〇〇に貸付先を変更するものであります。

参考地図「脇本町集積図」をご覧ください。黒色破線青色着色された7筆が、今回、貸付先が変更される農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番〇〇です。なぜ貸付先を変更することになったのでしょうか。

○産業創造課 当該農地を従前に借りられていた法人が、農業情勢が厳しくなり、地権者から管理料を追加で徴収されることになりました。しかしながら、15,000 m²以上を所有する所有者には管理料が高くついてしまうため、貸付先を変更されることになったものです。

○○番 ○番○○です。

この件に関しまして、○○○○（以下、A）の元代表であった○番○○が、説明させていただきます。

今回の対象農地の所有者は、Aの役員であり、圃場整備の推進員をしておりました。

そのため、Aとしましても、Aの会議等に参加していただくよう会議の1週間前には案内文を出してきました。ところが、案内文を出しても会議には来ず、欠席を続け、欠席の理由も説明してくれませんでした。そこで、Aでは、会議等で決まったことをすべて文書で配布してきました。そのような中、令和2年の総会で、1反あたり5,000円の管理料をいただくことを協議し、決定しました。その際、当該所有者は、委任状において「いっさい異議申し立てしません。」に○印をつけ、欠席されました。欠席を続ける当該所有者に対し、憤りを覚える他の役員もおられました。

今回、こちらへ相談される前に○○○○（B）に先に、耕作をお願いしに行かれました。Aには一切説明しに来られず、このたび、貸付先の変更を申請されたものです。

圃場整備事業施行の際には、中間管理事業を活用し、Aが農地を借り受けることで地域集積協力金の交付を受け、地元負担金の一括償還に活用し、農家の役立ち、足しになると思い、1反当たり10,000円ずつ分配するなど、地域に貢献してきました。ところが、当該所有者はなぜもっとくれないのかという始末でした。

そのようないきさつがあり、Aの役員も当該所有者に愛想をつかしたものです。なお、当該所有者は、この度の地域計画にも参加しないということをおっしゃっています。以上が経過となります。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第168号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

○議長 ここで、せっかく地域振興部産業創造課の方にお越しいただいておりますので、地域計画等についてのご質問、ご確認事項がございましたら、お願いいたします。

○○番 ○番○○です。地域計画の内容、今後の取組みについて、10月から11月にかけて、地区別の説明会を実施していただきました。今後は各町単位の説明会を予定していただいているものと認識しています。自治会長には、産業創造課からいずれ案内が来るだろうと話をしています。現在、どれくらいの町の説明会が終了し、今後どのようなスケジュールで取り組んでいられる予定なのかをご教示お願いします。

○産業創造課 10月の下旬から11月の月上旬にかけて各地区で説明会をさせていただき、その際には、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にはご同席をいただいたところです。その際、説明会の最後に、ご出席いただいた役員様に、今後の農地所有者へのアンケート、各町個別説明会実施について意向調査をさせていただき、昨日が提出期限としておりました。現在、その結果をまとめているところで、本日お示しできないのは申し訳なく思います。早く進まれているところは10集落ぐらいだと思います。もう既に、個別説明会、役員会などを開催され産業創造課職員が出席させていただいております。そのほかの多くの集落は、1月に役員交代を行われるところもあるようで、1月下旬もしくは2月に個別説明会を開催してほしいとのこと。さらに多くの集落は、集落での個別説明会が終わった後で、アンケートを実施したいというご意向を聞いております。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、地域計画の目標地図作成にご協力をお願いしたいと考えております。目標地図作成は、アンケートを実施し、出し手、受け手の意向を確認した後になりますので、現在の委員の皆様の任期との兼ね合いもありますのでご活動いただける機関も限られてくるように思っています。高田町は、地域計画がほとんど完成したとご提出いただいたようですが、他の集落はまだまだこれからで、中には区長・自治会長さん、農会長さん、農家代表さんで集落内に地域計画策定の団体を立ち上げたというところもありました。また、どこから手を付けていいのかと困っておられる集落も少なからずあるといった状況でございます。

こちららも今後、農業委員会事務局と情報を共有しながら、取り組んでまいりますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

〇〇番 わかりました。

〇議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

〇〇番 〇番〇〇です。私は農地利用最適化推進委員だけでなく町内の農家の方の事務局も担当しております。私たちが1月に総会を行い、役員内で情報共有し、個別説明会について産業創造課と調整させていただこうかと考えています。地域計画の策定期限についてご教示をお願いします。

〇産業創造課 機械補助の関係もあり、重点的に推進したい集落を決めさせていただいておりますが、一般的には、令和6年度末、令和7年3月までには策定してくださいと国から求められています。しながら、集落から素案をいただいて、関係機関で話し合い、意見照会して回答をもらうなどの作業がありますので、時間もかかってきますので、実際には残された時間は1年余りしかないと説明させていただいております。

〇〇番 わかりました。先ほども議論されたのですが、各町個別説明会の際に、産業創造課から地域計画での太陽光発電設備設置予定など転用予定農地・希望農地の位置づけについてご説明いただけるのでしょうか。

〇産業創造課 一般的な話になりますが、農業振興地域内農用地については、太陽光発電設備の設置は原則できないとの説明はさせていただきます。集落側から個別で太陽光発電設備の設置を予定しているところのご相談が無い場合は、一般的には、10年後の耕作者として目標地図に落とし込まなくて良いのは、山林、原野化してしまい耕作不可能なところやある程度具体的に家屋などの建設予定地と考えておられるところは、地域計画策定当初から抜いていただければ、将来的に地域計画の変更が必要ないとは説明しております、

〇〇番 わかりました。ありがとうございました。

〇事務局 先ほど議案審議の中で、10年後くらいには営農ができないため太陽光発電設備を設置したいので、その農地を地域計画から抜いておいても良いのかというご質問がありましたが、それでは具体性がないので、その農地は誰かが営農するべく地域計画に入れてほしいということになります。しかしながら、農地所有者に強固な意志があり、地域計画に参加されない場合はいたし方ないのかということをお尋ねされておりました。

産業創造課 小野市の大部分の農地は地目が田であるわけですし、その田の圃場整備率は85%あります。また、そのほかの圃場整備に取り組んでいないと

ころでも開拓地など一団の農地であるところが大部分になります。そのため、実際に太陽光発電設備を設置できることころは限られてくることになります。具体的な転用目的などがはっきりしていれば地域計画から抜くこともやむなしとは思いますが、実際にどこかの農地を抜こうとされても太陽光発電設備の設置が可能などころは少ないのではと思います。そのため、地域計画の目標地図に空白地帯が残ってしまうのは危惧しているところ
です。

○議長　ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○○番　○番○○です。最後に1点だけ確認させていただきます。町内の農地に町外にお住まいの方の農地、いわゆる出作の方の農地があるのですが、この方々にも地域計画の意向について相談することになるのですか。

○産業創造課　集落として守っていただく農地には当然出作の方の農地も含まれます。10年後の耕作者を落とし込んでいかれる作業の中で、そのような農地所有者、耕作者の方にもお声掛けしていただくようお願いしているところでもあります。

○○番　わかりました。ありがとうございました。

○議長　ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長　ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、地域計画に関するご質問、ご確認につきましては、本日は、これで終了いたします。

(産業創造課退席)

(農用地利用集積計画の決定について(所有権移転))

○議長　次に議案第169号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿)　議案書15ページをお願いします。

議案第169号

農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法の一部改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。

令和5年12月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

16ページをお願いします。

市長部局より、令和5年12月8日付で、意見を求められています。

17ページの「農用地利用集積計画書」をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は、

浄谷町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん（以下、C） 農地5筆、〇〇〇〇㎡

広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇さん（以下、D） 農地4筆、〇〇〇〇㎡

を、ともに売買により取得されます。

18ページをご覧ください。所有権の移転をする者は、三木市志染町青山〇〇〇〇 〇〇〇〇さん外1名が5筆、〇〇〇〇㎡、黒川町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが2筆、〇〇〇〇㎡、住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇㎡および住永町〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇㎡でございます。

所有権の移転を受けられるお二人の現在の経営耕地面積は、Cさんが、〇〇〇〇㎡、Dさんが、〇〇〇〇㎡、ともに認定農業者です。

今回の計画内容につきましては、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第169号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第169号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）に関する審議は終了いたしました。

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から5までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 19ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和5年11月1日～令和5年11月30日)

令和5年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 復井町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 カーポートの建設

以上記載のとおり、農家証明につきましては、1件で、使用目的は、カーポート1件でございます。

(2) 耕作証明 番号1 住所 住吉町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税申請

以下記載のとおり、耕作証明につきましては、合計5件で、使用目的は、軽油免税申請4件、3条耕作に伴う耕作証明1件でございます。

引き続きまして20ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年11月1日～令和5年11月30日)

令和5年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 市場町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 垂井町
〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇
地目畑 面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、宅地造成 所有権移転
令和5年11月8日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以下、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、
2件 4筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして21ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和5年11月1日～令和5年11月30日)

令和5年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 大島町〇〇
〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積 〇〇
〇〇㎡

摘要 令和5年11月15日 残存小作 合意解約

以下、記載のとおり、解約通知につきましては、3件 12筆 〇〇〇
〇㎡でございます。

引き続きまして22ページから24ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの
で報告する。

(受理期間 令和5年11月1日～令和5年11月30日)

令和5年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲
渡人(被相続人) 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

万勝寺町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑
面積 〇〇〇〇㎡

以上合計10筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和5年11月2日受理
農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が7件
で、合計55筆 〇〇〇〇㎡でございます。

引き続きまして25ページをご覧ください。

報告5

下記のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届が提出されたので
報告する。

（受理期間 令和5年11月1日～令和5年11月30日）

令和5年12月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇、
所在地 来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
来住町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田
面積〇〇〇〇㎡
以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡

理由・事業計画といたしまして、稲作に向いていない田であるため、果
樹を植える予定。施工期間は令和5年11月17日から令和5年11月
30日までとなっております。

なお、この農地につきましては、昨日、完了報告が出されたため、会
長、事務局で現地を訪問し、果樹の植え付けを確認いたしました。
以上、記載のとおり、農地の構造改善（地目転換等）計画届につしまし
ては、1件 2筆 〇〇〇〇㎡でございます。
報告は、以上です。

○議長 報告1から5について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日より予定いたしました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ
いました。

これをもちまして、第32回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年12月28日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員2番

議事録署名委員3番